

神奈川県における 法人 県民税 事業税 の税率及び特別法人事業税の税率

(令和4年4月1日以後に開始する事業年度分用)

1 法人県民税均等割

区 分	税 率(年額)
資本金等の額が1,000万円以下の法人等	20,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	800,000円

備考 税率適用区分についての留意点は、裏面の「法人県民税均等割の税率適用区分についての留意点」のとおりです。

2 法人事業税・特別法人事業税・法人県民税法人税割

法 人 事 業 税					特別法人事業	法人県民	
区 分					税 率	税の税率	税法人税割の税率
A、B、C及びD以外の法人	益法人等	所得割	所得のうち年400万円以下の金額		3.71 (3.5)%	基準法人所得割額の37%	1.8 (1)%
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額		5.618 (5.3)		
			所得のうち年800万円を超える金額		7.42 (7)		
			本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの		7.42 (7)		
	益法人等を除く	所得割	所得 割		1.18 (1)	基準法人所得割額の260%	
			付 加 価 値 割		1.26 (1.2)	－	
			資 本 割		0.525 (0.5)	－	
A 特別法人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額		3.71 (3.5)	基準法人所得割額の34.5%		
		所得のうち年400万円を超える金額	5.194 (4.9)				
			特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	6.042 (5.7)			
		本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの	5.194 (4.9)				
			特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	6.042 (5.7)			
		B 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く）、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業				収入割	
C 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人又は公益法人等	収入割	0.8025 (0.75)	基準法人収入割額の40%			
		所得割	1.9425 (1.85)	－			
	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（公益法人等を除く。）	収入割	0.8025 (0.75)	基準法人収入割額の40%			
		付加価値割	0.3885 (0.37)	－			
		資本割	0.1575 (0.15)	－			
		D 特定ガス供給業			収入割	0.5184 (0.48)	基準法人収入割額の62.5%
			付加価値割	0.8085 (0.77)	－		
			資本割	0.336 (0.32)	－		

備考 1 基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは標準税率によって計算した所得割額及び収入割額をいい、標準税率とは法人事業税の税率欄（ ）書きの税率です。

2 「特別法人」とは、地方税法第72条の24の7第7項に規定する農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人などをいいます。

3 「公益法人等」には、人格のない社団等、投資法人、特定目的会社などを含みます。

4 表中の（ ）書きは、不均一課税対象法人に適用される税率で、その法人の範囲は、裏面の「中小法人に対する不均一課税について」のとおりです。

5 平成22年9月30日以前に解散した法人については、清算所得に対する課税となり、また、税率は、解散の日現在のものが適用されますので、県税ホームページでご確認いただくか、県税事務所にお尋ねください。

○ 法人県民税均等割の税率適用区分についての留意点

- (1) 「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。なお、一定の欠損の填補又は損失の填補に充てた金額がある場合はその金額を控除し、一定の剰余金又は利益剰余金を資本金とした金額がある場合はその金額を加算した額になります。
- また、「資本金等の額」が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、表面の税率適用区分の「資本金等の額」を「資本金と資本準備金の合算額」としてください。
- 保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産の額をいいます。
- (2) 法人県民税均等割の年額が2万円の法人は、次に掲げる法人です。
- ア 公共法人及び公益法人等（地方税法第25条第1項に規定する法人は非課税です。また、法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものは資本金等の額に応じて均等割が課されます。）
- イ 一般社団法人及び一般財団法人
- ウ 人格のない社団等（収益事業を行わない人格のない社団又は財団は非課税です。）
- エ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（ア、イに掲げる法人を除きます。）
- オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下である法人

○ 中小法人に対する不均一課税について

(1) 対象法人の範囲

- ア 法人事業税 …………… 資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円（「収入割が課される法人」にあつては、収入金額が年12億円）以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）
- ※収入割が課される法人とは、地方税法第72条の2第1項第2号、第3号又は第4号に規定する電気供給業、ガス供給業、保険業、貿易保険業を行う法人です。「2 法人事業税・特別法人事業税・法人県民税法人税割」の表中のB、C及びDの法人区分が該当します。
- イ 法人県民税法人税割 …………… 資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）

(2) (1)における留意点

- ア 資本金の額又は出資金の額 …………… 事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6月の期間の末日）の現況によります。
- イ 所得金額（収入金額）及び法人税額 …………… 事業年度が1年に満たない（中間申告を含む。）法人の所得金額が年1億5,000万円（収入金額が年12億円）以下かどうか及び法人税額が年4,000万円以下かどうかの判定は、所得金額（収入金額）又は法人税額の総額が次の算式により計算した額以下かどうかによります。

(ア) 所得金額（収入金額）

$$\frac{1 \text{ 億}5,000 \text{ 万円 (12億円)} \times \text{事業年度の月数}}{12}$$

(イ) 法人税額

$$\frac{4,000 \text{ 万円} \times \text{事業年度の月数}}{12}$$

(ア) 及び (イ) の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

不均一課税の適用があるかどうかを判定する場合の所得金額（収入金額）及び法人税額は、いずれも、関係都道府県に分割される前の金額であり、これらの1,000円未満の端数を切り捨てた金額です。